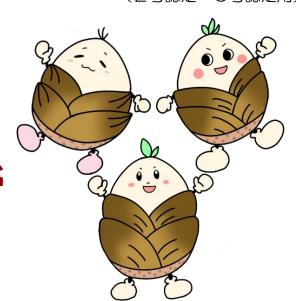
令和8年度

保育所等入所申込みのしおり



目 次

1	申込み時の提出物について・・・・1	7	保育料等について・・・・・・・7
2	マイナンバーについて・・・・・2	8	各保育所等一覧表・・・・・・・・9
3	保育の必要性の認定について・・・3	9	記入例・・・・・・・・・・11
4	保育の必要量について・・・・・4	10	向日市保育施設利用調整基準・・・・17
5	申請の日程について・・・・・・5	11	よくある問合せ・・・・・・・・20
6	入所決定後及び入所後の注意事項・・6		向日市保育料徴収基準額表・・・・・21

<注意事項>

- 申請書類は、内容に変更がない限り当該年度中は有効になり、書類の返却はできません。保留となった場合は、申出がない限り毎月調整を行います。
- 消えるペンで記載された書類は、受付できません。
- 申請書類に虚偽があった場合は、判明した時点で決定等を取消(退所)となります。

向日市 市民サービス部 子育て支援課 保育係 〒617-8772 向日市寺戸町小佃5番地の1 TEL:075-874-2659(直通)

1 申込み時の提出物について

全員が提出(児童1人について原本1部が必要です。)

- ① 様式1 施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定申請書 ※だいだい色
- ② 様式2 施設型給付費・地域型保育給付費等の利用調整申込書(兼保育児童台帳)※だいだい色
- ③ 家庭調査票
- ④ 健康調査票
- ⑤ 保育所保護者負担金兼副食費口座振替納入依頼書(ゆうちょ銀行のみ別様式)

 妊娠・出産 た親子健康手帳(母子手帳)のページの写し ・診断書(様式5) ※病院の任意様式による場合は、必ず「保育ができない」等の文言及び期間の記入が必要 ・手帳等の写し(該当者の氏名、等級及び有効期限が記載されたページ) ・介護、看護の必要性がわかる診断書(様式5)又は介護保険被保険者証の写し(要介護状態区分等の記載があるもの)・スケジュール申告書(様式4) 災害復旧 ・り災証明書 		父・母それぞれが該当する事由の必要書類を提出			
主に法人が営む 事業に従事する もの	※申請児童な	※申請児童が2人以上いる場合は、原本は年齢が下の児童に添付し、他の児童はコピーを添付してください。			
# 第二(従事するもの	保育が必要な	な事由(要件)	必要書類		
A		事業に従事する	• 就労証明書(様式3)		
 ・スケジュール申告書(様式4) ・出産予定日(分娩予定日)又は出産日(分娩日)及び保護者名が記載された親子健康手帳(母子手帳)のページの写し ・診断書(様式5) ※病院の任意様式による場合は、必ず「保育ができない」等の文言及び期間の記入が必要 障がい ・手帳等の写し(該当者の氏名、等級及び有効期限が記載されたページ)・介護、看護の必要性がわかる診断書(様式5)又は介護保険被保険者証の写し(要介護状態区分等の記載があるもの)・スケジュール申告書(様式4) 災害復旧 ・り災証明書 	就労※		・スケジュール申告書(様式4) ・開業届の写し及び確定申告の控えの写し等		
 妊娠・出産 た親子健康手帳(母子手帳)のページの写し ・診断書(様式5) ※病院の任意様式による場合は、必ず「保育ができない」等の文言及び期間の記入が必要 ・手帳等の写し(該当者の氏名、等級及び有効期限が記載されたページ) ・介護、看護の必要性がわかる診断書(様式5)又は介護保険被保険者証の写し(要介護状態区分等の記載があるもの)・スケジュール申告書(様式4) 災害復旧 ・り災証明書 		農業・内職			
保護者の疾病・障がい	妊娠•出産		・出産予定日(分娩予定日)又は出産日(分娩日)及び保護者名が記載された親子健康手帳(母子手帳)のページの写し		
・介護、看護の必要性がわかる診断書(様式5)又は介護保険被保険者証の 同居親族の介護・看護 写し(要介護状態区分等の記載があるもの) ・スケジュール申告書(様式4) 災害復旧 ・り災証明書			※病院の任意様式による場合は、 必ず「保育ができない」等 の文言及び期間		
同居親族の介護・看護 写し(要介護状態区分等の記載があるもの) ・スケジュール申告書(様式4) 災害復旧 ・り災証明書		障がい	・手帳等の写し(該当者の氏名、等級及び有効期限が記載されたページ)		
	同居親族の介護・看護				
虐待やDVのおそれがある・警察署等のDV証明等	災害復旧		・り災証明書		
	虐待やDVのおそれがある		• 警察署等のDV証明等		
求職活動 ・求職活動申立書(様式6)	求職活動		• 求職活動申立書(様式6)		
・通勤時間がわかる書類(例:在学証明書、学生証の写し等) ・1日の就学時間がわかる書類(例:時間割、スケジュール申告書(様式4))			・通勤時間がわかる書類(例:在学証明書、学生証の写し等)・1日の就学時間がわかる書類(例:時間割、スケジュール申告書(様式4))		

[※] 就労先が複数ある場合は、各々の就労先による就労証明書が必要です。

	該当する場合のみ提出		
18頁の「調整指数表の	・該当する必要書類(「向日市保育施設利用調整基準」参照)		
○が付いている項番に該			
当する場合」			
転入予定の場合	• 居住誓約書(別途配布)		
	・賃貸契約書又は売買契約書の写し		
	※入所決定月の1日時点で住民票がない場合は、入所及び認定は取消しとなります。		
海外所得がある場合 ・海外所得にかかる申立書兼証明書			
	【4月~8月申請】令和6年1月1日~12月31日の海外所得がある方		
	【9月~3月申請】令和7年1月1日~12月31日の海外所得のある方		
医療的ケアが必要な場合 ・医療的ケア実施申込書(様式7)			
	• 主治医意見書(様式8)		

[※]上記以外に、課税証明書の取得を依頼する場合があります。

2 マイナンバーについて

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、マイナンバー(個人番号)の記入が必要になりました。

マイナンバー(個人番号)を使う手続きの際は、本人確認(身元確認・番号確認)を行います。

保育所等申込及び支給認定書申請については下記の①及び②のご持参をお願いします。

① 身元確認に必要なもの ※いずれも生年月日が記載されたもの

ア 1点の提示でよいもの(主に顔写真があるもの)	イ 2点の提示で確認するもの(顔写真がないもの)	
マイナンバー(個人番号)カード	・身分証明書 (顔写真なし)	
・写真付き身分証明書	• 公的医療保険 • 介護保険被保険者証	
(運転免許証・学生証・社員証等)	• 国民年金手帳等	
・旅券(パスポート)		
・在留力ード等		

- ② 番号確認に必要なもの ※以下4点のうち1点
- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・マイナンバー (個人番号) 記載の住民票の写し
- ・通知カード
- 住民票記載事項証明書

本人確認を行うのは、申請に来られる保護者です。申請に来られた方の①と②をご持参ください。 保護者以外の方が提出する場合は、提出に来られる方の①と保護者本人の②をご持参ください。

3 保育の必要性の認定について

向日市が客観的基準に基づき「認定区分」「事由」「保育必要量」を認定します。 支給認定には、次の区分があり、区分に応じて利用できる施設・事業所が異なります。 2号認定又は3号認定を希望する場合は、家庭において必要な保育を受けることが困難である 「保育が必要な事由(要件)」に保護者のいずれもが該当することが必要です。

	認定区分	保育必要量	利用施設
	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって		幼稚園
1号認定	2号認定子ども以外のもの	教育標準時間	認定こども園
			(教育部分)
	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって		保育所
2号認定	保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で	保育短時間	認定こども園
25咖定	定める事由により家庭において必要な保育を	保育標準時間	(保育部分)
	受けることが困難であるもの		
	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって		保育所
3号認定	保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で	保育短時間	認定こども園
ろ与弧化	定める事由により家庭において必要な保育を	保育標準時間	(保育部分)
	受けることが困難であるもの		

令和8年度の保育年齢(クラス)

クラス	生年月日	最終保育年月日
O歳児	令和8年4月2日~令和9年4月1日	令和15年3月31日
の成児	令和7年4月2日~令和8年4月1日	令和14年3月31日
1 歳児	令和6年4月2日~令和7年4月1日	令和13年3月31日
2歳児	令和5年4月2日~令和6年4月1日	令和12年3月31日
3歳児	令和4年4月2日~令和5年4月1日	令和11年3月31日
4歳児	令和3年4月2日~令和4年4月1日	令和10年3月31日
5歳児	令和2年4月2日~令和3年4月1日	令和 9年3月31日

4 保育の必要量について

保育短時間認定・・・・最長8時間(月曜日~土曜日) 保育標準時間認定・・・・最長11時間(月曜日~土曜日)

※原則として保育を受けることができるのは、保育が必要な時間・曜日のみとなります。 常に8時間又は11時間の利用ができるわけではありません。

- 保育を必要とする事由に該当しない日については、家庭保育をお願いします。
- ・認定期間が終了するまでに、保育を必要とする事由を証明する書類の提出がなければ、継続利用はできません。

	保育場		
保育が必要な事由(要件)	保育短時間	保育標準時間	認定期間
	8 時~16 時(最大)	7時~18時(最大)	
	※ニチイキッズ洛西ロ:9 時~17 時	※こよりほいくえん:7 時半~18 時半	
	•	•	2号:小学校就学前まで
就労※	就労時間、通勤時間及	就労時間、通勤時間及	3号:満3歳に達する前々日ま
(1か月64時間以上)	び送迎時間により決定	び送迎時間により決定	7
			出産予定日の前2か月の属す
妊娠・出産	•	•	る月
	保護者の要望により可		出産日の後2か月の属する月
保護者の疾病・障がい	● 通院の場合(原則)	•	
 同居親族の介護・看護			 必要がなくなるまでの期間
災害復旧			
虐待やDVのおそれがあ ること	保護者の要望により可		
求職活動(年度内1回限	•	_	離職日または入所日から3か
り)			月
就学	•	•	卒業又は修了まで
			育児休業の対象となる児童(入
育児休業(継続児のみ)	•	_	所児童は対象外)が満2歳に達
			する年度の年度末まで

※ 1か月64時間未満の就労をされている場合、就労要件には該当しません。

育児休業・産後休暇明けでの入所申請の場合、入所した月のうちに元の職場に復職できるよう、職場と調整 した上で申請してください。復職後、復職を確認する書類を提出していただきます。

(例) 4月1日利用開始の方は、4月中に育児休業を終了し、復職していないと利用解除となります。 なお、保育料とは別に要した費用を負担いただきます。

5 申請の日程について

◆4月一斉入所の申込みについて◆

書類配布	日程	時間	配布場所
	令和7年10月1日(水)		向日市役所
	~10月6日(月)	午前9時~正午	東向日別館3階 会議室2
	令和7年10月7日(火)以降	午後1時30分~午後4時	向日市役所
			東向日別館4階 子育て支援課窓口

※1次調整書類提出①の期間に書類を提出される場合は、予約が必要になります。

書類配布時に予約をとります。

予約日時の変更は、10月7日(火)以降から可能です。

【在園児がいる方】

保育所(園)で書類を配布します。①の日時について予約をとる場合は、10月7日(火)以降に子育て支援課保育係(TEL075-874-2659)へお電話ください。

1次調整 提出期限:令和7年11月25日(火) 調整結果:1月下旬に発送予定

※提出期限までに書類は揃わない場合は、1次調整の対象となりませんのでご注意ください。

書類提出	日程	時間	提出場所
	①令和7年11月4日(火)		向日市役所
	~11月10日(月)	 午前9時~正午	東向日別館3階 会議室2
	②令和7年11月11日(火)	午前9時~近午 午後1時30分~午後4時	向日市役所
	~11月25日(火)		東向日別館4階 子育て支援課
			窓口

2次調整 提出期限:令和8年2月10日(火) 調整結果:3月上旬に発送予定

- 提出場所: 向日市役所 東向日別館4階 子育て支援課窓口
- ・2次調整については、1次調整で内定とならなかった(保留となった)方で、再度調整を希望される方、 1次調整に申込みが間に合わなかった方が対象となります。
- ・受け入れ枠は、1次調整の辞退者枠等となるため、若干名となります。

◆年度途中の入所申込について◆

書類配布:随時配布

配布場所:向日市役所 東向日別館4階 子育て支援課窓口

提出期限:入所希望月の前月15日(土日祝の場合は、直前の開庁日)まで

提出場所:向日市役所 東向日別館4階 子育て支援課窓口

調整結果:毎月20日ごろに調整を行い、入所決定者にのみ調整日の午後以降に電話でご連絡します。

6 入所決定後及び入所後の注意事項

重要!

入所決定後について

以下に該当する場合は、原則入所取消しや退所となります。

- 育児休業又は産後休暇から同一の事業所に復職ができない場合
- 申請時から、入所日までの間に保育の必要な事由が変わった場合

(例:仕事を辞めた。就労で申請したが、実際は妊娠出産の要件だった。)

・転職した場合

(申請時の就労時間より勤務時間が短くなっている)

入所後について

- 保育が必要な事由に変更があった場合は、速やかに入所施設にご連絡いただき、必要書類を提出してください。
- ・保護者の求職活動、出産、育児休業又は疾病等を認定事由として保育を利用する場合、事由ごとのそれぞれ 必要な期間を認定期間(保育を利用できる時間)として定められます。

認定期間中の指定の期日までに認定事由に変更(求職活動を終了し就労開始する等)がなかった場合は、 認定期間の満了日の属する月末日をもって退所(保育の実施解除)となります。

• 向日市外に転出した場合は、異動月の月末までで退所(保育の実施解除)となります。

7 保育料等について

保育料は、世帯の市民税額を基本として、児童の支給認定区分、兄弟姉妹の状況等に応じて国が定める水準を 上限に、市が決定します。(21頁「向日市保育料徴収基準額表」参照)

保育料及び副食費は、4月~8月分は令和7年度の市民税額、9月~翌3月分は令和8年度の市民税額を基に 決定します。原則、日割りで算定することはありません。

- 税情報が未申告の方は、利用料が最高階層(最高額)となります。
 - 税情報が確認できない(未申告の)方は、税の申告をしていただく必要があります。
- ・市民税額に変更があった場合、保育料が変更になる場合がありますので、速やかにお知らせください。
- ・住宅借入金等特別控除・寄附控除・配当控除・外国税額控除等の税額控除は適用しません。
- 国外からの転入の場合など、国外での収入を基に税額を計算することがあります。
- 保護者のいずれかが配偶者控除を受けていない場合、市民税額は合算になります。
- ・4月入所の場合は、保育料は4月中旬ごろ、入所した施設を通じて保育料決定通知書をお渡しします。 年度途中に入所の場合は、入所承諾書に同封。

<納付方法>

保育施設	保育料 〇~2歳児	主食費・副食費※ 3~5歳児	納付方法
公立保育所	市が徴収		口座振替(毎月月末引き落とし)
民間保育園	市が徴収	各園が徴収	保育料: 口座振替 主食費・副食費: 各園にお問合せください
小規模保育事業所	各園が徴収	_	各園にお問合せください
認定こども園	各園が徴収		各園にお問合せください

※主食:ごはん・パン 副食:おかず・おやつ

・市が徴収するものについては、引き落とし日は毎月月末です。残高不足等により口座振替が出来なかった場合は、翌月20日に再振替を行います。(ゆうちょ銀行除く。)

いずれの施設についても、納期限までに納付がない場合は、督促や催告をし、その指定期日までに納付がない場合には、保育所や自宅・勤務先を訪問すること、法律の規定に基づく滞納処分として財産差押え及び保育所の利用解除をすることがあります。

〈保育料の減免措置について〉

国や府の制度改正に伴い、以下の減免制度は変更になることがありますので、ご了承ください。

保育所等へ入所されている児童の兄弟姉妹(未就学児童に限ります。)が、以下のいずれかの施設に通園されている場合は、その児童も含め保育料を算定します。

第2子は向日市保育料徴収基準額表の半額、第3子以降は0円です。所得制限はありません。

対象:未就学児の兄弟姉妹が、1.認可保育所、幼稚園に在籍している場合

- →減免申請は不要です。
- 2.事業所内保育施設、企業主導型保育施設、障害児通所施設に在籍している場合 →減免申請が必要です。(詳細はお問い合わせください。)
- 市民税所得割課税額が57.700円未満の世帯
 - :第1子の児童の年齢にかかわらず、第2子は保育料徴収基準額表の金額の半額、第3子以降は無料です。
- ・市民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親家庭、障がいのある方(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者)のいる家庭
 - : 第1子は減額、第2子以降は第1子の年齢にかかわらず無料です。
- ・市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯で、18歳未満の児童が3人以上いる第3子以降の児童:保育料は無料です。

<ひとり親家庭の保育料決定方法について>

保育料算定に用いる基準年におけるひとり親の収入を確認し、100万円以下の場合には、同居されている親族の収入を高い方から順に100万円以上になるまで合算し、保育料を算定します。

<幼児教育保育無償化について>

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでを利用される児童の保育料は無償化されています。
- 実費として徴収されている行事費、布団代、延長保育料などは無償化対象外です。
- 主食費及び副食費については、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用です。そのため、無償化後も引き 続き保護者の皆様のご負担となります。
- ・負担軽減のため、年収360万円未満世帯(目安)や、第3子以降(所得制限があります。)については、副食費の支払いは免除されています。

* その他

・保育料や副食費については、同居している家族に、要介護認定、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けて おられる方又は特別児童扶養手当や国民年金の障害基礎年金の受給対象者がおられる場合は、手帳又は受給者 証等の写しの提出により、減免となる場合があります。

※特別児童扶養手当は、手帳等の写しは不要です。

8 各保育所等一覧表 ※備考欄については一例のため、詳細は各園にお問い合わせください。R7.10 現在

種別	No.	名称	電話番号	保育時間		- 入所可能月齢	備考	定員	
別	INO.	(所在地)	単四田ラ	保育短時間	保育標準時間		/m Э	定 英	
公	1	第1保育所(向日町北山21番地)	921-4416					230	
立保育	2	第5保育所 (寺戸町三ノ坪12番地)	932-1819				生後57日目~ 就学前	・延長保育(19:00まで)・一時保育(第1保育所)・保護者会有	120
所	3	第6保育所 (上植野町地田5番地の3)	933-1212					150	
	4	さくらキッズ保育園 (上植野町南開60番地の1)	933-0200	8:00~16:00		生後57日目~ 2歳児まで	・延長保育(19:00まで)	30	
	5	アスク向日保育園 (物集女町森ノ下1番地の1)	935-5533			生後57日目~	・延長保育(19:00まで)	110	
民間保育	6	レイモンド向日保育園 (森本町石田13番地の3)	874-6083	8:00~16:00 XId 9:00~17:00	7:00~18:00	就学前	・延長保育(19:00まで) ・一時保育 ・休日保育	180	
P 園	7	華月つばさ保育園 (寺戸町寺田1番地の8)	924-0283			生後5か月〜 就学前	・延長保育(19:00まで) ・制服(3歳児~)	120	
	8	かおりのはなほいくえん (寺戸町東田中瀬12番地の1)	931-7070			生後57日目~ 就学前	・延長保育(20:00まで)	100	
	9	二チイキッズ洛西口保育園 (寺戸町七ノ坪139番地 ベアティ洛西口2F)	935-7035	9:00~17:00	D~17:00		・延長保育(19:00まで)	17	
小規	10	チェリーズハグ東向日園 (寺戸町飛龍11番地の10)	921-5488				・延長保育(19:00まで)	18	
模保育事	11)	こよりほいくえん東向日 (寺戸町初田12番地の11)	925-3388		7:30~18:30	生後57日目~ 2歳児まで		12	
事業所	12)	向日町ひまわり保育園 (寺戸町瓜生22番地の12)	921-5151	8:00~16:00			・延長保育(19:00まで)	12	
	13)	あひるが丘ぴよぴよ保育園 (寺戸町七ノ坪103番地 ブレアデス洛西ロ駅ビル)	754-7658		7:00 40:00			12	
認定こ	14)	あひるが丘こども園 (物集女町北ノロ65番地の2)	921-0005		7:00~18:00	生後57日目~	延長保育(19:00まで)一時保育保護者会有	140	
ども園	15)	もずめこども園 (物集女町南条65番地)	925-3838			就学前	延長保育(19:00まで)一時保育	155	

[※]認定こども園の定員については、1号認定を含みます。



※施設の見学については、直接施設にお問い合わせください。

様式1 令和8 施 型 付 地 域 型 保 育 給 付 費 の 設 支 定 申 給 認 請 向日市長 様 施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定につき次のとおり申し込みます。支給認定の決定等に関して、保育の必要性の状態や所得状況について、福祉事務所が公簿や個人番号(マイナンバー)等で確認することに同意します。また本申請内容及び所得状況に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同 意します。 令和 7年 11月 ОВ 保 護 者 転入前住所 (申請時に向日市に住民票がない場合)又は 転居前住所(申 申請時点と入所希望月の1日時点で 向日市寺戸町小佃5番地の1 住所 (入所希望月 1日時点) 住所が異なる場合には、記入してください。 あわせて、いつまで旧住所であるか記載してく 向日 花子 ださい。 氏 名 □令和 年 月 日以前の送付先 氏名 生年月日 性別 父 $090-\times\times\times\times-\times\times\times$ 2 ふりがな むこう ひまわり 申請 連絡先 男 児童 (携帯等) 7年 1月 1日 令和 向日 ひまわり 女 母 090-0000-0000 1 認定開始希望日 令和 8 年 4 月 1 市役所から連絡する場合、 ふりがな 同居者全員(世帯同 申請児 選考希望月の1日 との続 どの番号に連絡すれば良いか、 氏名 をつけるか、順番を記入してください。 (例:4月1日入所申請→令和8年4月1日) むこう ひまわり 本人 O | Δ | × | O | Δ | × | O | Δ | × **(同)・別** 向日 ひまわり むこう たろう 別問わず) 父 × 0 × ΟΔ X 0 × 0 同)•别 ××株式会社 向日 太郎 昭和××・×・×× むこう はなこ ΟΔ ∏ 平成〇〇・〇・〇〇 X $\times O \Delta \times O \Delta$ ΟΔ 同) 別 ○○株式会社 × 向日 花子 別居の世帯員(単身赴 個人番号(マイナンバー)の記入欄がありますので、 住民票上は住所が同じでも、 書類提出の際、番号確認書類と身分確認書類の 単身赴任等で別居している場合には、 持参が必要です。 「別」を選択してください。 5 ※入所申込みのしおり2ページをご確認ください。 ※就労証明書の「就労者住所」欄に、事業所が 廷 単身赴任先住所を証明する必要があります。 6 世帯の同・別は問わず、 同じ家にお住まいの方全員の 裏面の記入は 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって2号認定子ども以外のもの 記入が必要です。 利用施設:幼稚園・認定こども園 不要です。 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって保護者の労働又は疾病その他内閣府令で 両親に保育を必要とする事由がある場合、 <mark>呆</mark>育を受けることが困難であるもの 定区 □ 2号認定 児童の年齢に応じて、申請日時点で 裏面まで 記入して 満3歳以上→2号認定 **労働又は疾病その他内閣府令で定める事由により** ください。 満3歳未満→3号認定となります。 が困難であるもの 可用施設:保育所・認定ことも園・小規模保育所など ☑ 3号認定 保育が必要な事由(要件)によって、 保育短時間認定 保 選択できる保育の必要量は決まっています。 育 最終的には、市で保育の必要性を判断し、 の 認定するため、申請された通りの認定区分と 必 ならない可能性があります。 ※入所申込みのしおり4ページをご確認ください。 Ø 保育標準時間認定

様式2

令和8

域 付 型 給 費 等 \mathcal{O} 施 設 型 給 地 保 育 付 整 申 込 書 (兼 保 育 児 童 台 帳) 利 用 調

向日市福祉事務所長 様

施設型給付費・地域型保育給付費等の利用調整につき次のとおり申し込みます。利用調整の決定等に関して、保育の必要性の状態や所得状況について、福祉事務所が公簿や個人番号(マイナンバー)等で確認することに同意します。また本申請内容及び所得状況に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和 7年 11月 ○日

保護者

住所 (入所希望月 1日時点)	向日市寺戸町小佃5番地の1
氏名	向日 花子

転入前住所 転居前住所(日末に仕訴がた				
転店 削 住 別 (申請時点と	選考希望月の1	日時点	Ç		
 -	住所が異な	る場合には、記	入してく	ください		
	あわせて、	いつまで旧住所	であるか	か記載し	てくだ	
	さい。					
		口节和	4	Я	H L/ B	īの送付先
		ם וויין	-	7		107/25/13/76

八 名	四日 化丁				į		_	コ 中 M 中)	コーロ以前の第	
							市役所か	らご連絡する場合、		
	E	4	生年月日		性別	引 どの番号に連絡すれば良いか、				
申請児童	ふりがな むこう ひまわり					男	○をつけ	るか、順番を記入し	てください。	2
1 111702			令和 7年	F 1月	1日	女		母 090-000	0-0000	1
	第1希望:〇〇〇			第9希	望:					
	第2希望:××××				第10和	6望:				
入所を	第3希望:△△△		入されていない施設は、選考対象とならないため、 ってもご案内できません。							
希望する	第4希望:※※	鸎施設が多いほど ざし、入所内定を				す。				
施設名	第5希望:☆☆☆	☆☆ 向日	市保育施設利用	調整基準に	おいて調整	をします。				
	第6希望:				第14希望:					
	第7希望:				第15希望開始:選考希望月の1日					
	第8希望:				(例:4月1日入所申請→令和8年4月1日)					
	保育開始希望	遵 日	令和 8	8年 4.	月 1日	3				
		□ 本児の	 みでも入所を	希望する	<u>る</u>					
		□ 別々の値	保育所等でも	同時入	所を希望	星するが、	希望順信	立を下げても同]園希望	
	未2人以上の	□ 別々の個	よ育所等でも	育所等でも同時入所を希望するが、希望順位を優先する						
	ヽずれかを選択 ください。	□ 同じ保育	育所での同時	テス所を かんしゅう	希望する	5				
		│ □ その他 │						請をされる方は、		
豆 单 姉	妹2人以上の新規由請	をされる方の中で				『選択してく7 リ:第1子2♬		子0歳児で、		_
生 選択肢	兄弟姉妹2人以上の新規申請をされる方の中で、 生 選択肢以外に入所に関して条件がある場合、記入してください。 (例:第1子3歳児、第2子第3子1歳児の双子で、				11 VH			ればどこの希望施設 でないと入所を希望		\$.
同 第1子	同 第1子のみの入所決定や、第2子第3子のみの入所決定な 入所するが、第2子のみの入所決定の場合。				第1	子の用紙に	ま「本児の	みでも入所を希望す 所を希望する」にチ	る」、第2子の用	
	一緒に入所させたいた	め、入所しない、等。)							
ひとり) 親 世 帯	該当・(非該当	開始日	∄:		年	月	日	

家庭調査票

1 祖父母の状況

		氏名	年齢	同居・別居の別	就労の有無
	祖父	向日 一郎	6 5	同居・別居(京都市)	有·無
父方	祖母	向日 裕美	6 2	同居・別居(京都市)	有·無
6 +	祖父	京都 次郎	5 8	同居・別居 (向日市)	有・無
母方	祖母	京都 恵子	5 5	同居・別居 (向日市)	有・無

2 住民票について (該当するものに○をしてください) ※転入日 令和7年4月10日 令和8年1月1日現在 住民票のあった市町村 (父 向日市 ·その他: 市) (母 向日市 ·その他: 市)

令和7年1月1日現在 住民票のあった市町村 (父 向日市 · その他: 京都 市) (母 向日市 · その他: 京都 市)

3 現在の保育の状況

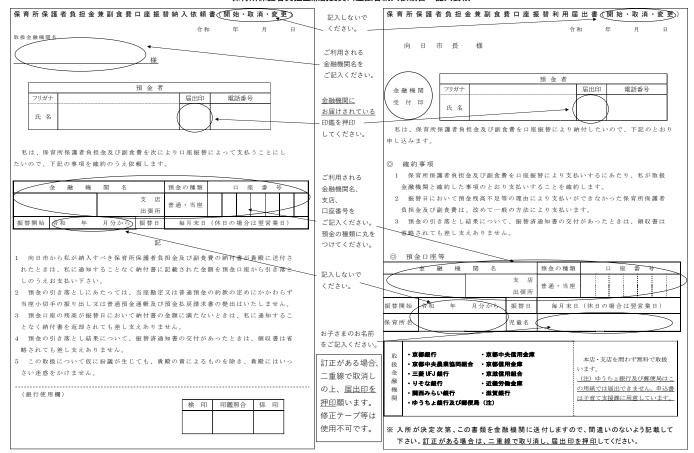
	1 認可保育所・幼稚園等への通園	保育料 (月額)			
	名称	Tel:			
	2 認可外保育所・職場託児所への通園	保育料 (月額)			
該当する欄に ご記入ください	名称	Tel:			
	4 勤務先帯同 父の勤務先・母の勤務先	・その他 ()			
	5 自家保育(誰が保育されていますか	母)			
	6 その他				

健康調査票

氏	名 向日 ひまわり 男・女 令和 ○年 ○月 ○日生									
	1 出生時の状況について									
	・出生時の状態 正常 ・ 異常【仮死・酸素使用・保育器使用(日)									
	その他 ()】									
	・出生時 在胎週数 (40) 週 体重 (3,000) g 身長 (50) cm									
	・現在 体重 (16) kg 身長 (104) cm									
	2 発達の経過についてお答えください。首すわり 3か月、寝返り 5か月、お座り 8か月、									
	はいはい7か月、つかまり立ち10か月、伝い歩き11か月									
	独り歩き 1歳 0か月、									
	ママ、パパ、まんまなど意味のある言葉 1歳 6か月									
	「パパかいしゃ」「おそといこう」など二つ以上のつながったことばを話す 2歳 0か月									
	3 乳幼児健診について									
	4~5か月ごろ 受診日(令和 ○年 ○月 ○日)(向日市・他(○○市))									
心	健診結果(特に問題なし ・ 経過観察)									
, L.	経過観察や病院受診が必要と言われた内容があればお書きください									
身										
の	8~11か月ごろ 受診日(令和 ○年 ○月 ○日) (向日市・他())									
	健診結果(特に問題なし・経過観察)									
状	経過観察や病院受診が必要と言われた内容があればお書きください									
況										
	1歳6~11か月ごろ 受診日(令和 ○年 ○月 ○日) (向日市・他())									
	健診結果 (特に問題なし ・ 経過観察)									
	経過観察や病院受診が必要と言われた内容があればお書きください									
	言葉がゆっくりと言われた。									
	3 歳~4 歳ごろ 受診日(令和 ○年 ○月 ○日)(向日市・他())									
	健診結果 (特に問題なし ・ 経過観察) 経過観察や病院受診が必要と言われた内容があればお書きください									
	程連観祭や柄匠文衫が必要と言われた内容があればお書さください 発達相談をすすめられた。									
	JUNETHING DI JOS DAVICO									

	・視力が気になって受診したことがありますか	はい(受	診内容) [11
	・聴力が気になって受診したことがありますか	はい(受	診内容) [11
	 ・今までにかかった病気などはありますか 「はい」の場合、当てはまる病気に○をいれる 心臓疾患 中耳炎 脱臼(部位 その他(はい てください。	いいえ ,)	ソケイへ	ルニア
	・入院されたことがありますか	はい	いいえ		
	「はい」の場合 病名(<u></u>)
	入院期間(年 月 日~	年	月	日)	
	・現在、定期的に通院されていますか	はい	いいえ		
	「はい」の場合 病名(ぜんそく)
	通院の頻度や受診内容をご記入ください(月	1回 内服)
	ひきつけやけいれんを起こしたことがあります。	<i>გ</i> ,			
	① はい ・ ②過去にあったが今は起こして	ていない	· (3)\/\/\/\/	え	
	① または②の場合 回数(3回)	発作を起こ	こした時期	(0歳児	
	原因・熱(39℃)が出た時におこる				
	・熱が出なくてもおこる				
	・泣いた時におこる				
	・今まで発達上のことで、専門機関に相談や通所に	されたこと	があります	か	
	はい(施設名)	いいえ		
4	手帳の有無についてお答えください。				
1		/m \			
•	身体障害者手帳の交付無・有(級)			
•	身体障害者手帳の交付無・有(特別児童扶養手当の認定無・有(級)			
		級)			
5	特別児童扶養手当の認定無・有(級) · B)			

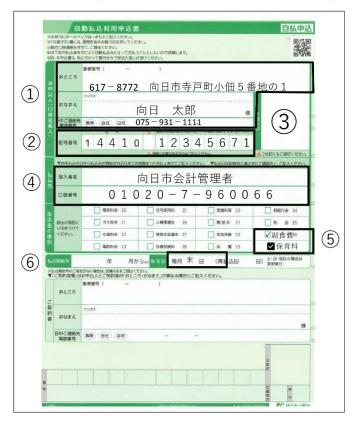
<保育所保護者負担金兼副食費口座振替納入依頼書 記入要領>



ゆうちょ銀行及び郵便局の場合のみ

【保育所保護者負担金兼副食費口座振替利用届出書】 ゆうちょ銀行及び郵便局自動振込利用申込書 記入要領

※入所決定後、お近くの郵便局へのご提出をお願いいたします。



①通帳のおところ、おなまえ、お電話番号をご記入ください。
②通帳の記号、番号をご記入ください。
③通帳にお届けの印鑑を押印ください。
④下記のとおりご記入ください。
[加入者名] 向日市会計管理者
[口座番号] 01020-7-960066
⑤辺副食費30 辺保育料 とご記入ください
⑥下記のとおりにご記入ください。
[振込開始月] 空白
[振込日] 毎月末日
※ご訂正のある場合は、二重線で取り消しのうえ、お届け印を押印お願いいたします。

10 向日市保育施設利用調整基準

保育所、認定こども園(保育認定)及び小規模保育事業所の利用調整は、本基準に基づき行います。 調整指数表の項番に○がついている場合は、別途書類が必要になるため、19頁を参照し提出してください。

【さくらキッズ保育園及び市内小規模保育事業所(9頁参照)の卒園児について】

調整指数表の項番14とあわせ、指数順に希望施設への転園を決定します。

【転園希望について】

希望する園のいずれにも入所承諾できない場合は、在園中の保育施設に入所継続となります。

1 基本指数表

No.	区分	事由	/□雑型 (//、□ + + + 2 ∩	基本	指数
INO.	应 力	(保育の必要 性)	保護者(父・母、またはその他の保護者)が保育できない状況	父	(3
1	①就労	居宅外就労	週40時間以上、就労している	40	40
2	個人事業主(自営業)	(主に法人が営	週35時間以上40時間未満、就労している	35	35
3	農業	む事業に従事す	週30時間以上35時間未満、就労している	30	30
4	内職等	る者)	週25時間以上30時間未満、就労している	25	25
5	を含む		週20時間以上25時間未満、就労している	20	20
6	(%1~%2)		月64時間以上、就労している(上記以外)	15	15
7		居宅内就労等	週40時間以上、就労している	36	36
8		(上記区分以外	週35時間以上40時間未満、就労している	31	31
9		で就労(主に個	週30時間以上35時間未満、就労している	26	26
10		人事業主))	週25時間以上30時間未満、就労している	21	21
11			週20時間以上25時間未満、就労している	16	16
12			月64時間以上、就労している(上記以外)	11	11
13		内職	内職従事者である	10	10
14	②妊娠・出産	産前・産後	出産予定日の前2ヶ月の属する月、出産日の後2ヶ月の属する月で保育を必要とする (※3)	ı	30
15	③疾病・障がい	疾病など	疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以上の入院又は入院に相当する 治療を要し、児童を保育できないもの(常時臥床)	40	40
16			疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以上の長期安静加療を要すると の診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	27	27
17			疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以内の加療を要すると診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	15	15
18		障がい	身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている	40	40
19		(※4)	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている	30	30
20			身体障害者手帳4~6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	20	20
21	④介護	介護・看護等	同居の常時臥床者、重度心身障がい者(児)の看護・介護や、入院の付添いをしている	35	35
22			同居の障がい者(児)の介護・通院・通所・通学の付添いをしている	25	25
23			同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっている	15	15
24	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている	50	50
25	⑥求職活動	求職	求職活動中(起業準備中を含む)である(原則3か月以内)	8	8
26	⑦就学	就学	学校教育法に定められた学校に就学している又は職業訓練を受けている	28	28
27			上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上就学している	18	18
28	その他		児童福祉の観点から保育の必要性を市長が特に認める場合(DV・虐待等を含む)	(%	5)

注…複数の事由に該当する場合は、指数が高い方を採用します。

- (※1) 就労時間には休憩時間を含みます(居宅外、居宅内就労等共通)。変則勤務等の場合、月間就労時間÷4週で計算を行います。
- (※2) 本基準における個人事業主とは、法人を設立せずに自ら行っている事業をいいます。個人事業主については、開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類の提出がある場合、調整指数表の項番3と合わせて判定します。
- (※3)入所希望月において出産予定日の前2ヶ月の属する月、出産日の後2ヶ月に該当する場合には、他の要件の有無に関わらず、「②妊娠・出産」となります。ただし、さくらキッズ保育園及び市内小規模保育事業所(9頁参照)の卒園時に市内認可施設への通園を希望する場合で、「②妊娠・出産」以後、継続して就労(育児休業含む)する時は、就労証明書の提出があれば就労区分での指数で調整を行います。
- (※4) 障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含みます(手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定します)。
- (※5) 当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断します。

2 調整指数表

項番	項目	具体的内容	備考		問整指数 母	
1		就労の証明内容に対して、勤務実績及び収入実績(最低賃金を基に算定)に整合性がない場合		·父 -3	-3	世帯
2		就労見込みの者・就労内定者(就労開始日が申請受付締切日の翌日以降)である場合	項番4~6が適用されている場合、対象外とする。	-5	-5	$\overline{}$
3		個人事業主で開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類の提出がある場合(※2)		4	4	
4	保護者の 就労状況等	保育士・保育教諭・看護師として、向日市内の保育施設で勤務中(予定を含む。)の場合	項番5との重複不可 項番2の対象外			10
5		保育士・保育教諭・看護師として、向日市外の保育施設で勤務中(予定を含む。)の場合	項番 4 との重複不可 項番 2 の対象外			з
6		市内の保育施設で保育士・保育教諭・看護師以外として勤務中(予定を含む。)の場合	項番 2 の対象外		\angle	5
7		育児休業法に基づく育児休業又は産後休暇から同一の事業所に復職する場合				2
8	保育の代替手段	申込日時点で基本指数表の事由により、有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園(認定こども園 1 号合む)を月極めで利用している場合。又は、転入前市町村において基本指数表の事由により保育施設に入所していたが、転出により退所し転入に伴い入所申請をした場合	項番7に該当する場合は対象外			3
9		申込児童が多胎児(双子)である場合	項番10との重複不可			1
10		申込児童が多胎児(三つ子)である場合	項番9との重複不可			з
11	申込児童の状況	既に兄弟姉妹が利用中の保育施設と同じ施設を第1希望とする場合(入所可能月齢によってやむ を得ず別施設になる場合も含む)	申請時に兄弟姉妹が利用中であるが、令和8年4月1日時点において保育施設に在籍していない場合(卒園等)は対象外 項番12と重複不可 項番20の対象外			6
12		兄弟姉妹が同時に申込みをし、かつ、同じ保育施設を第1希望とする場合	項番11と重複不可			4
13		前年度の年度当初選考で入所保留となっている場合				1
14		さくらキッズ保育園及び市内小規模保育事業所(9頁参照)の卒園時に市内認可施設への通園を 希望する場合	卒園時以外は対象外			12
$\left(15\right)$		入所児童自身に医療的ケアを必要とする場合(※6)	項番16、17、18と重複不可			4
16		身体障害者手帳 $1 \cdot 2$ 級、療育手帳 A 相当、精神障害者保健福祉手帳 $1 \cdot 2$ 級のいずれか又は複数の交付がある場合(※7)	項番15、17、18と重複不可			3
$\left(\begin{array}{c} 17 \end{array}\right)$		各障害者手帳3級以下、療育手帳B相当の交付がある場合(※7)	項番15、16、18と重複不可			2
18		入所判定日時点で各種障害者手帳及び療育手帳の交付は受けていないが、障害福祉サービスの利 用または、療育施設へ通所している場合(※7)	項番15、16、17と重複不可			1
19		当該年度中に入所案内(内定)を辞退している場合				-5
20		年度途中での市内の保育所(園)、認定こども園又は小規模保育事業所(9頁参照)からの転園希望 である場合	項番11に該当する場合は対象外			-3
21		ひとり親(母子家庭・父子家庭)の場合(別居かつ離婚調停中の場合を含む)	項番22と重複不可			50
22		生活保護受給世帯で就労している、又は、就労が見込まれる(就労証明書等の提出がある)場合	項番21と重複不可			20
23		倒産・会社都合等、本人の意思に関わらず失業し、職業安定所を通じて求職している場合	要保育事由が「⑥求職」の場合のみ調整 自己都合による退職は対象外	14	14	
24		小学生以下の子どもが3人以上いる場合	項番25と重複不可			1
25		小学校入学前児童が3人以上いる場合	項番24と重複不可			2
26		保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している場合 (単身赴任等)				3
27	世帯の状況	保護者のいずれかが週30時間以上、就労している場合	要保育事由が「①就労」の場合を除く 項番28と重複不可	2	2	
28		保護者のいずれかが週30時間未満、就労している場合	要保育事由が「①就労」の場合を除く 項番27と重複不可	1	1	
29		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる場合(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1~3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	要保育事由が「④介護」の場合を除く 項番30と重複不可(重複時は高い指数で算定)			1
30		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる場合(要介護3~5、障害 支援区分4~6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	要保育事由が「④介護」の場合を除く 項番29と重複不可(重複時は高い指数で算定)		/	2
31		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)が複数いる場合(要支援1・ 2、要介護1~5、身体障害者手帳1~4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1~3級)	要保育事由が「④介護」の場合を除く			2
32		3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く (項番33と重複する場合は、高い指数で算定)	2	2	
33	保護者の心身の 状況	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する場合(要介護3~5、障害支援区分4~6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く (項番32と重複する場合は、高い指数で算定)	4	4	
\sim		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている場合	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	2	2	
(34)						
34	その他	保育料等を3か月以上滞納している場合(卒園児・過去のものも含む)				-50

^(※6) 同意書(指定様式) および専門機関等の意見書(指定様式)の提出があり、施設での医療的ケアにより保育が可能であると判断された場合に適用する。ただし、他の児童より合計指数が高い場合であっても施設の受入体制により保育が開始できない場合があります。

^(※7)基本指数の合計が80点(居宅内就労等(主に個人事業主)の場合については、基本指数及び項番3の合計)に満たない場合のみ適用する。

(3) 同一点数の場合の順位表(上位より決定)

No.	調 整 内 容
1	保護者が市内特定教育・保育施設、地域型保育事業で保育士・保育教諭・看護師として就労中又はその予定である世帯
2	ひとり親
3	さくらキッズ保育園及び市内小規模保育事業所(9頁参照)の卒園時に市内認可施設への通園を希望する
4	基本指数の高い世帯(居宅内就労等については、調整指数項番3を含む)
5	区分間の優先順位 (⑤災害復旧、①就労(【居宅外】→【居宅内就労等】、③疾病・障がい、④介護、②妊娠・出産、⑦就学、⑥求職活動の順)
6	養育している就学前児童の人数が多い世帯
7	養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯
8	保護者の不在時間(保育できない時間)がより長い場合 ※(保護者の内)左記時間の少ない方で比較
9	祖父母又は20才以上のおじ、おば、兄弟姉妹(介護・看護の対象でないもの)と同居していないこと
10	当該年度中に入所案内(内定)を辞退していない
11	希望園が多い(必ず第一希望の園に入所できるとは限らないこと、入所案内を辞退した場合は減点となりますので、入所の意思がある園だけを記入してください。)
12	世帯の市町村民税額(4月~8月入所は前年度市町村民税、9月~翌年3月入所は当年度市町村民税)の低い世帯

(1) 基本指数表における必要書類…申込書の案内に記載された必要書類

(2) 調整指数表における必要書類…下表参照

項番	項目	必要書類				
3	保護者の	開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類				
4 · 5	就労状況等	保育士証の写し・幼稚園教諭免許・看護師免許の写し				
8	保育の 代替手段					
15		同意書(指定様式) および専門機関等の意見書(指定様式)				
16 · 17	申込児童の状況	申込児童の手帳等の写し(氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所)				
18		障害児通所受給者証等障害福祉サービスの利用及び療育施設へ通所していることがわかるものの写し				
21		戸籍謄本 (子育て支援課へ提出済 (児童扶養手当の手続き等) の場合は、別紙同意書の提出により省略可能) 離婚調停中の場合は、離婚調停中であることがわかる書類				
23		会社都合により失業したことがわかる書類 (離職票等) 求職活動を証明できる公的な書類				
26	世帯の状況	保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している(単身赴任等)場合、就労証明書の就労者に関する事項欄に事業所からの証明を受けている場合は不要。 事業所からの証明を受けていない場合は、単身赴任等における居住実態がわかる書類(居住先の賃貸借契約書、不動産売買契約書)				
27 · 28		就労していることがわかる就労証明書(市様式3)				
29~ 31		該当する世帯員の手帳等の写し(氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所)				
32~ 34	保護者の 心身の状況	該当する保護者の手帳等の写し(氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所)				

11 よくある問合わせ

Q 入園(所)決定前に保育料の額を教えてもらえますか。

→子育て支援課では、入園前の児童の世帯の所得について把握できないため、お伝えできません。市民税所得割額等が把握できる書類をご持参いただければ参考程度にお伝えすることは可能です。

Q 希望する園を多く記載することで、入所調整に影響はありますか。

→入所調整において、不利になることありません。(19頁の「3 同一点数の場合の順位表」No11により、 入所できる可能性が高くなります。)

保育の必要性認定・指数(優先順位)の高い児童から入所の決定をしておりますので、多くの園を希望していただくことにより、案内可能な園の数が増えることとなります。

ただし、入所決定後に辞退した場合、調整指数が下がるため必ず通える範囲で申請をしてください。

Q 入所が決まってから仕事を探したい場合も申請可能でしょうか。

→可能です。ただし、求職活動による入所承諾期間は3か月となりますので、引き続き利用を希望する場合は、就労証明書等の就労が確認できる書類をご提出ください。

Q 2次調整で転園することは可能でしょうか。

→保留となった方が対象となるため、転園はできません。 ただし、卒園児で保留となった方や入所を辞退又は退所される場合は、新規申請とみなすためその限りでは ありません。

Q 仕事を辞めた場合は、退園しないといけないのか。

→仕事を辞めて、その他に保育が必要な事由(要件)がない場合は、保育所等は退所となります。 ただし、「保育が必要な事由」がある場合は、必要書類を提出されれば継続することが可能です。

Q 入所中の児童が長期入院することになりました。休所中の保育料はかかりますか。

→かからない場合があります。子育て支援課までご相談ください。

Q 転職した場合は、就労証明書を提出する必要はありますか。

→転職に関わらず、就労先や勤務時間等に変更が生じた場合は、就労証明書を提出してください。

Q 入所可能な園(入所枠のある園)について、教えてもらえますか。

→市が空いている園を把握するのは、提出期限後となるためお伝えできません。 また、直前になり、枠が空いたり・なくなることもあるので、確実でない情報をお伝えすることにより不利 益を生じさせる恐れがあるためです。ご理解のほど、よろしくお願いします。

Q 育休復帰の予定で申請しましたが、元の事業所に復職できない場合、そのまま通えますか。

→元の職場に復職することを前提で申込をしているため、原則退所になります。ただし、入所月に申込時点の要件等を満たしていれば退所にならない可能性があるため、速やかに子育て支援課に連絡し、必要書類を提出してください。

令和8年度 向日市保育料徴収基準額表

						3 歳リ	見未満
階層	定義					保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による の円滑な帰国の促進 援給付受給世帯			0	0		
2		市町村	民税非認	果税世帯	0	0	
3		均等	割の額の	みの世帯(所行	导割なし)	6, 500	5, 600
4				24, 300	未満	7, 000	6, 000
5		24, 300	以上	48, 600	未満	10, 000	8, 500
6		48, 600	以上	51, 600	未満	15, 000	12, 800
7		51, 600	以上	60, 000	未満	19, 100	16, 300
8		60, 000	以上	70, 800	未満	23, 200	19, 800
9		70, 800	以上	97, 000	未満	26, 500	22, 600
10		97, 000	以上	103, 000	未満	29, 000	24, 700
11		103, 000	以上	116, 400	未満	30, 000	25, 500
12		116, 400	以上	125, 000	未満	33, 000	28, 100
13	1階層を除き市	125, 000	以上	138, 000	未満	35, 500	30, 200
14	町村民税課税世 帯であって、そ	138, 000	以上	169, 000	未満	39, 600	33, 700
15	の市町村民税の	169, 000	以上	183, 300	未満	44, 000	37, 400
16	所得割の額の区 分が次の区分に	183, 300	以上	196, 500	未満	47, 000	40, 000
17	該当する世帯	196, 500	以上	214, 500	未満	49, 500	42, 100
18		214, 500	以上	238, 500	未満	52, 000	44, 200
19		238, 500	以上	278, 800	未満	54, 500	46, 400
20		278, 800	以上	301, 000	未満	57, 000	48, 500
21		301, 000	以上	333, 000	未満	60, 600	51, 600
22		333, 000	以上	365, 000	未満	66, 300	56, 500
23		365, 000	以上	397, 000	未満	72, 000	61, 300
24		397, 000	以上	442, 000	未満	77, 400	65, 900
25		442, 000	以上	487, 000	未満	82, 800	70, 500
26		487, 000	以上	532, 000	未満	88, 200	75, 100
27			532	2,000 以上		93, 600	79, 700

[・]令和8年4月1日の年齢により年度中の保育料算定を行います。

[・]同時在園の第2子の徴収額は、表の金額の1/2。第3子の徴収額は0円です。

[・]市町村民税は、4月から8月までは前年度分の、9月から3月までは当該年度分のものとします。

[※]年度により改定される場合があります。

